

民主フォーラムの場です。

通告に従いまして質問させていただきます。

質問の内容は 地方公会計制度改革について 6 項目 11 点

若年無業者（ニート・引きこもり）対策について 4 項目 6 点です。

まず地方公会計制度改革についてお伺いいたします。

6 月は民間企業の多くで株主総会が開催されます。株主総会では、企業の所有と経営の分離に基づいて、経営を委託された経営陣が、企業の所有者である株主に、過去一年間行ってきた企業活動の報告と今後の方向性を事細かに報告します。持続可能な企業活動がなされているか株主が判断するためにも、企業の経営状態、資産や経営にかかるコストの増減、キャッシュフロー、今後必要となってくる大規模投資の予定などを、包み隠さず、また、経営の知識のない株主にも分かり易く説明するように求められることが一般的になってきました。この流れは、自治体に対しても、特に夕張市の財政破綻が明らかになって以降、同様になっていると私は感じています。自治体に住まう住民自身が、自治体経営に積極的に関心を寄せていただけるようになることは、お任せの自治から、本当の住民参画の自治へと進歩することであり、心から歓迎することであると私は考えております。

そういった流れから、総務省は平成 18 年に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための方針」（地方行革新指針）の中で、「公会計の整備」について人口 3 万人以上の都市を対象に平成 21 年度を目途に取り組みを行うようにとしました。これを受けて、本市においても、先の 3 月議会の折に、平成 20 年度決算をベースとした新地方公会計制度に基づく財務書類 4 表が作成されました。作成に当たった担当市職員の皆様には多大なご苦勞があったと思われます。ご苦勞様でございました。

ここで少し会計制度改革の背景を補足説明させていただきます。現在の公会計制度は、単純に現金の支出の結果だけを示す、単式簿記と現金主義による記帳を行っています。しかし、単式簿記だと資産形成と費用の区分や借入金と収益の区分がないために債務のふくらみや将来的な負担が事前に把握しにくく、財政状態と経営成績を会計情報として明らかにすることができないという欠点があります。また、資本取引と損益取引の明瞭な区分がないために、基金や他会計からの繰入金についても、その会計から見れば本来負債であるにもかかわらず、収益的に扱い赤字の埋め合わせに使われているために決算情報として見えにくい構造となっている問題があります。

現在の単式簿記、現金主義の公会計制度では見えにくい将来的な負担や決算情報をより明らかにできる仕組みとして着目されたのが、複式簿記、発生主義に基づいた会計を行っている企業会計制度です。複式簿記は仕訳、（仕訳という漢字は事業仕分けの分けるではなく、貸方・借方を区分して書き込むという意味の訳するという漢字を当てます）という仕

組みを通じて、収入と支出を 2 面的に把握します。つまり支出であれば単年度限りの費用であるのか、複次年度使用可能な資産の購入であるのか、財産の積み立てなのか明らかにします。収入であれば、その会計年度の収益であるのか、将来的に償還しなければならない負債であるのか、財産の取り崩しであるのかという情報が明らかになります。これによってその収入と支出が単年度限りのフローであるのか、それとも当該年度以降も利用可能なストックであるのかを記録することが可能になります。また、発生主義会計に基づくと、現金の収入・支出以外もコストとして認識できますので、例えば建物などの資産の原価について、資産が利用できる年数に応じて毎年のコストとして認識する減価償却費、将来的な支出を伴う負担について当該年度に負担すべき金額をあらかじめ当該年度の費用として認識する引当金のような考え方があります。その結果、例えば現金主義会計であれば行政サービスを提供する施設を借りた場合と購入した場合で毎年度の支出が大きく異なってくるのに対して、発生主義会計では減価償却等の手法を通じて資産を費用化することにより、その年度に負担すべき実質的なコスト情報を提供することができます。ですから、例えば現金主義の場合ですと、長岡京市において小学校の耐震化事業に着手した 21 年度予算では耐震化事業の費用が大きく計上され、終了した年度以降は費用が計上されませんので、毎年の年度収支が大きく異なってきますが、発生主義の場合ですと減価償却に基づいた考え方で資産を費用化することによって、その年度に負担すべき実質的なコスト情報を提供できるようになります。つまり年度ごとに大きく収支が変動しにくくなりますので、実質的な長岡京市の運営にかかる財政規模を明らかにすることができます。同時に、将来的に負担すべき費用も明らかになりますので、安定した財務運営が可能になると考えられます。さらに複式簿記によって、会計処理とは別々の仕組みとなっている現金以外の資産管理と、会計による収入・支出が連動することにより、資産や債権の金額の検証が行いやすくなり、財産管理の正確性が増すというメリットもあります。しかし、デメリットとして、財務会計ソフトの導入コストがかかることや、入力の手間、また、自治体間の比較検証を目指した普通会計制度よりも比較が行いにくくなるという問題点もあります。また、課税を前提とした減価償却の概念や、価値付けの難しいインフラ資産をどのように扱うかという問題点もあります。

新公会計制度は現在の行政コストや将来的な負担を明らかにするために考えられていますが、いうまでもなくシステムは有効に活用されなければ意味がありません。財務諸表が有効に活用されることとは、利用者、すなわち市長を始めとした執行部、議会、そして市民の皆様が資料を通じて理解しやすく、また意思決定に役立つものであることです。そのような視点からすると、民間企業が用いている企業会計モデルを公会計に取り込むことは非常に重要なことであると、私は考えます。民間企業と行政で用いられているベーシックとなる考え方を統一することで、民間企業における財務運営に関する知恵をより広く取り入れることができますし、今よりも多くの意見を受けられることにもなります。行政のタコツボ化の抑止にも繋がると考えられます。

さて、前置きが少し長くなりましたが、ここで会計制度に対する基本的な事柄を1点お伺いいたします。

1. 開かれた行政、行政の情報公開とは単に、行政が用いている情報をそのまま市民に提示するものではなく、市民に分かり易く咀嚼しながら、しかし客観的な情報を提示することだと私は考えますが、市長はどのようにお考えなのか教えてください。

新公会計制度に関して私が調べた中では、現在大きく4つのモデルがあります。総務省の地方行革新指針の中で提案された、貸借対照表を作成してそれ以後は発生主義、複式簿記によって会計処理をし、財務諸表を作成する「総務省基準モデル」。現状の公会計の改訂版で現金主義の会計処理を行い、売却可能資産を個別に評価する「総務省方式改訂モデル」。その他に、東京都が作成した、独自の基準で企業会計の概念を導入した「東京都会計基準」。また、現在大阪府も独自の公会計制度の創設に向けて取り組んでいると伺っております。そこで1点お伺いいたします。

1. 「総務省基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」のシステムの短所と長所をどのように認識しているか説明してください。

総務省は平成21年度を目途に取り組みを行うようにとして、本市では去る3月議会の折に平成20年度決算をベースとした新地方公会計制度に基づく財務書類4表を作成いたしました。また、平成21年度9月議会で公有財産管理台帳の予算が計上され、現在作成中であります。このことから、本市は総務省方式改訂モデルを選択したとようです。総務省方式改訂モデルは、個々の複式記帳によらず、決算統計の事後的な組替えにより財務諸表を作成するものです。また、固定資産の原価を普通建設事業費の累計額で計上するものです。ですから、財務省基準モデルと比較すると作成は簡便ですが、複式簿記による会計処理の積み上げの結果として作成する財務諸表と比較すると、正確性に劣ります。また、全体の財務情報は得られますが、個別の事業や組織について財務情報が把握することができないというデメリットがあります。そこで3点お伺いいたします。

1. 本市が総務省方式改訂モデルを選択した理由を教えてください。
2. 新公会計制度に基づいた財務書類4表を作成しましたが、作成に当たっての問題点を教えてください。
3. 財務書類4表を通じて行政として何が見えてきたか教えてください。

新公会計制度に基づいた財務諸表の作成に本市の周辺自治体も着手されていらっしゃるようです。そこで2点お伺いいたします。

1. 新公会計制度の運用を行っている本市周辺の自治体を教えてください。また、その自治体が採用している方式が各々どのような方式なのか教えてください。
2. 作成した担当者が新公会計制度に対してどのような意見をお持ちなのか、また、こ

の制度に基づいて作成した財務諸表をどのように分析しているか分かる範囲で教えてください。

現在、公有財産管理台帳の作成・電子化を行っている最中であります。この台帳に関して3点お伺いいたします。

1. 完成の目途を教えてください。
2. 管理する対象の詳細を教えてください。また、対象の評価方法も教えてください。
3. 電子化を行う場合、保守・管理費用が発生しますが、その費用はどの程度か、すでに複次年度契約を行っているのかどうか教えてください。また、保守・管理の範囲も併せて教えてください。

以上、地方公会計制度改革について質問させていただきましたが、本改革の要点は、当然のことながら制度やシステムを整えることだけが目的ではないと考えています。右肩上がりの経済から、定常経済社会の日本へと大きく将来への認識が変化した今、先行きを見通す行財政運営に心がけると共に、行政が定常社会におけるビジョンを提示することが求められていると感じております。そこで最後に市長にお伺いいたします。

1. 定常社会に向けて持続可能な自治体運営を行うために市長はどのような点に対して、より重点的に取り組まれるおつもりか、市長のお考えを教えてください。

次に若年無業者、いわゆるニート、引きこもりの対策についてお伺いいたします。

日本国憲法の27条に、「全ての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」とあるように、「勤労」は「納税」、「教育を受けさせる義務」と並んで日本国民の三大義務として位置づけられております。また、働くことを通して、私たちは自分自身の誇りを築き、人生に充足を見出すことができます。

しかしながら、近年、教育や労働、職業訓練をしていない若者「ニート」や、自宅や自室でほとんどの時間を過ごし、社会に出てこない状態にある若者「引きこもり」が紹介され、社会問題として取り上げられております。実態として、15歳から34歳の全体人口約3,000万人のうち、いわゆる「ニート」と呼ばれる若者は、総務省統計局の平成20年度における労働力調査では、約64万人いると推計されています。また、引きこもりについては厚生労働科学研究の「こころの健康についての疫学調査に関する研究」平成16年度調査によると約32万人と推計されています。このように日本全体では約100万人の若者が無業の状態にあると推計されています。しかもこの数は、「ニート」においては平成19年と比較して2万人増加したと調べられております。若者が無業の状態にあることは、社会全体の損失であると共に、将来的に生活保護対象者の予備軍であると認識されることから、喫

緊な対応が求められております。

これらの問題を受けて、2009年7月1日に子ども・若者育成支援推進方が成立いたしました。この法律は教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進とニートや引きこもり等の困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワーク作りの推進を図ることの2点を目的としたものです。また同法によって、地方自治体による子ども若者支援地域協議会設置の努力義務が課せられました。

この法律の最も重要な点は、ニートや引きこもりの若者に対する取り組み方が、雇用問題としてだけでなく、福祉の観点からも捉えられていることです。これまでニートや引きこもりの対策は行われてきましたが、この問題を雇用の一面からしか捉えられていなかったために、受身の姿勢終始していました。

実際、ニートや引きこもりの実態に関して研究を行ったところ、「働くことへの自信が持てない」ということや、「長期間社会と接していないことによる社会への適応が困難になっている」という負のスパイラルに陥っているということが明らかになっています。

ここで一度言葉を整理させていただきますが、これまで私は「ニート」と「引きこもり」という表現を用いておりましたが、福祉的な観点からこれらの問題を捉えたとき「自信の喪失」や「社会適応困難」といった原因が同一であり、また、両者とも社会に対して引きこもっているという同一の状態であるので、これ以後「ニート」「引きこもり」を包括的に「若年無業者」という言葉で表現させていただきます。

若年無業者がその状態に至った経過はさまざまなので、本人の実態に合うよう個別に働きかけを行わなければならないと考えられます。そうしたとき就労支援機関や医療機関、福祉機関が縦割りの支援を行うのではなく、諸機関が連携をとりながら支援を行う必要があります。そして、そのような対策を行うには、住民に最も近い行政機関である基礎自治体を中心となるのがもっとも効率的であると私は考えています。

そこで1点お伺いいたします。

1. 市長はこれら若年無業者の問題についてどのように認識されていらっしゃるでしょうか。併せて、地域協議会設置の努力義務が課されていつことについてもどのように認識されていらっしゃるか教えてください。

子ども・若者育成支援法に関して去る3月議会の総括質疑の場において本会派の綿谷議員からも、本市において引きこもりの実態把握はなされているのかという点と、子ども若者育成支援法に対してどのように対応する予定なのかの2点質問させていただきました。その折の回答は、前者については就学児童・生徒における該当数は把握しているが、卒業後は把握していないという回答が、また、後者について教育部長からは「取り組んでいかなければならないという認識は持っている」、健康福祉部長からは「保健所や精神保健相談員をはじめ、関係機関等の連携を図る中で、必要な対応に努めていったのが、今現在の状況」「今後、どういう体系的にどういったことをしていかなきゃならないのかというのは、今

後の課題であると思っております」という前向きな答弁をいただきました。そこで 2 点お伺いいたします。

1. 若者育成支援推進法に対して今後どのように体系だって取り組まれるのでしょうか。進展があった部分だけで結構なので教えてください。
2. 本市における若年無業者の実態把握について、その後の進捗を教えてください。

若年無業者の問題は、やはり最終的には雇用の問題と深く関わってきますので、京都府との連携は欠かせないものとなります。そこで京都府の取り組みを調べたところ、社会的に引きこもる青少年の自立支援のために「職親制度」という制度がありました。これは社会的に引きこもった状態にある若年無業者を積極的に受け入れてもらえる企業を紹介する制度なのですが、現在登録してある企業数は、京都市 31、山城 20、南丹 12、中丹 14、丹後 4 とあり、乙訓は 0 でした。そこでお伺いいたします。

1. 京都府から職親制度に関して協力の依頼等があったのかどうか教えてください。
2. 今後この職親制度に関して京都府との連携をどのようにお考えでしょうか、教えてください。

最後に総括的に市長にお伺いいたします。本質問で取り上げた若年無業者対策に関して、ややもすれば「若者が甘えすぎている」とか「自己責任である」という意見があります。しかし、私はそうは考えておりません。ロスジェネレーションという言葉が皆さんも耳にしたことがあるのではないのでしょうか。私も実はその世代の一員であります。2007 年初めから使われ出した言葉で、バブル崩壊後の失われた 10 年に就職活動をし、正社員になることが難しかった超就職氷河期世代のことであり、1972 年から 1982 年ごろの生まれで、現在 28 歳から 38 歳ぐらいまでを指すと言われていています。この世代は右肩上がりの成長経済の日本から、定常経済もしくは縮小経済的に入った日本の社会に出た第一世代です。社会に出た時点から、厳しい雇用と上昇しない賃金、見通せない先行きの中に放り込まれました。若年無業者の問題は社会に悲観してしまっ、やる気を失ってしまった結果のように感じています。一昨年リーマンショックの発生以来再び経済の氷河期時代を迎えております。先の統計によりますと、私が卒業した年度を境に若年無業者がグッと増加しました。ですから、一昨年頃から社会に巣立とうとしている世代も、私たちの世代と同じつらさを味わっていると思われま。インフラ整備に投資を行う政治から人の育成に投資を行う政治への変革が、私たち民主党が現在行っている大きな改革であり、私たちはそれを「新しい公共」と位置づけています。

1. 市長はこの「新しい公共」に対しどのように取り組まれるでしょうか、市長の姿勢をお示しください。

以上、私からの第 1 回目の質問をさせていただきます。